

# 見 積 心 得 書

(総則)

第1条 北海道有財産の建物の貸付け(自動販売機の設置用)に伴う見積書の提出に当たっては、募集要項、見積心得書及び契約書案の記載事項を承知してください。また、物件資料により現地を必ず確認してください。

(見積合わせ参加申込)

第2条 見積合わせ参加希望者は、募集要項で指定した場所に、指定した期限までに、所定の見積合わせ参加資格審査申請書(兼参加申込書)を提出してください。

2 前項の見積合わせ参加資格審査申請書には、発行後3ヵ月以内の法人登記簿の謄本又は登記事項証明書、入札参加者が個人である場合は、本籍地の市区町村長が発行したもので、発行後3ヵ月以内の身分証明書を添付してください。

また、道税(道が賦課徴収するものに限る。)に滞納がないことの証明書、本店が所在する都府県の事業税(道税の納付義務がある場合を除く。)に滞納がないことの証明書、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書(以上、発行後3ヵ月以内のもの。)、自動販売機の設置実績を証明する書類及び暴力団員又は暴力団事業者に該当しない者であることの誓約書並びに許認可等を要する場合は許認可等を証する書類を添付してください。

なお、添付書類は写しによる提出も認めるものとします。

3 見積合わせ参加資格審査申請書及び添付書類(以下「申請書等」という。)については、押印の省略を可能とし、電子メールによる提出も可能とします。なお、申請書等の取扱いは、次のとおりとします。

(1) 押印を省略する場合、当該申請書等には、現状の申請者等の記載事項に加え、担当者の氏名及び連絡先(電話番号)を記載してください。

(2) 内容等を確認するため、申請書等に記載されている担当者に対して電話等により確認を行うことがあります。

(3) 電子メールにより申請書等の提出をする場合は、PDFファイルにより提出するものとし、着信を確認してください。

(見積合わせ)

第3条 見積合わせ参加者は所定の書式による見積書を作成し、提出しなければなりません。

2 見積書には、住所、氏名を記載するものとし、また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」又は「金」を記入してください。

3 見積書については、押印の省略を可能とし、電子メールによる提出も可能とします。なお、見積書の取扱いは、次のとおりとします。

(1) 押印を省略する場合、当該見積書には、現状の見積者等の記載事項に加え、見積書に関する本件責任者と担当者の氏名及び連絡先(電話番号)を記載してください。

(2) 内容等を確認するため、見積書に記載されている本件責任者又は担当者に対して電話等により確認を行うことがあります。

(3) 電子メールにより見積書の提出をする場合は、PDFファイルにより提出するものとし、着信を確認してください。

(代理)

第4条 見積書提出者は、代理人により見積書を提出させることができます。この場合、当該見積書の提出までに、委任状を契約担当者に提出しなければなりません。この場合において、見積書には、見積書提出者(委任者)と代理人の氏名(法人の場合は、その名称及び代表者氏名)を併記して見積書を提出するものとします。

2 見積書提出者又はその代理人は、当該見積書に対する他の見積書提出者の代理をすることはできません。

(見積書の書換え等の禁止)

第5条 見積書提出者又はその代理人は、その提出した見積書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

(無効とする見積書の提出)

第6条 次の各号のいずれかに該当する見積書の提出は、無効とします。

(1) 記載金額その他見積り要件が確認できない見積書の提出

- (2) 記載金額を加除訂正した見積書の提出
  - (3) 記名がない見積書の提出
  - (4) 見積合わせ参加資格審査申請書を提出していない者のした見積書の提出
  - (5) 1人の見積書提出者又はその代理人が同一事項について2件以上の見積書の提出をしたときの見積書の提出
  - (6) 代理人が2人以上の者の代理をしてした見積書の提出
  - (7) 見積書提出者が同一事項について他の見積書提出者の代理をしたときの双方の見積書の提出
  - (8) 無権代理人がした見積書の提出
  - (9) 見積書の提出に関し不正の行為があった者のした見積書の提出
  - (10) 見積合わせに参加する者に必要な資格のない者のした見積書の提出
  - (11) その他見積合わせに関する条件に違反した見積書の提出
- (契約の相手方の決定)

第7条 有効な見積書の提出を行った者で、かつ、予定価格以上で最高の価格で見積りした者を、原則として、契約の相手方とします。

- 2 契約の相手方となるべき価格で見積書を提出した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより契約の相手方を決定することがあります。なお、くじ引きを行う場合において、くじを引かない者があるときは、当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(契約の締結)

第8条 契約の相手方として決定された者が当該契約を締結しようとするときは、契約担当者が作成した契約書案に記名押印の上、契約の相手方として決定された日から7日以内に契約担当者に提出しなければなりません。

(契約保証金等)

第9条 契約を締結しようとする者(契約保証金の納付を免除されている者を除く。)は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に道を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

- 2 前項の履行保証保険契約は、定額(定率)てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が契約期間の始期から終期までの期間以上のものでなければなりません。

- 3 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

- 4 契約保証金に代える担保として銀行又は知事の指定する金融機関の保証を提供するときは、契約期間の終期までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。

(契約保証金等の帰属)

第10条 契約者が当該契約に定める義務の不履行を理由に契約を解除されたときは、当該契約者が納付した規約保証金は、道に帰属します。

(見積書提出の辞退)

第11条 見積書提出について通知を受けた者は、見積書提出期限までの間、いつでも見積書の提出を辞退することができます。

- 2 見積書提出について通知を受けた者は、見積書の提出を辞退するときは、その旨を文書又は口頭により契約担当者に連絡してください。

- 3 前項により見積書の提出を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。